

嵐山町議会に「慎重な憲法論議を求める意見書」を提出

ウミの元は安倍首相 即刻退陣を!

南北会談の成功で前提が崩れる

安倍首相は、「北朝鮮の脅威」を煽り、特定秘密保護法、安保法制、戦争法、共謀罪の創設、歯止めなき軍備増強、そして憲法改定推進と強引に進めてきましたが、「北朝鮮・韓国会談」の成功により、その前提が崩れ去ろうとしています。

安倍首相の異常な執念

しかし、こうしたなかでも、安倍晋三首相は、5月3日改憲推進派が開いた集會に「いよいよ私たちが憲法改正に取り組むときがきた」とするビデオメッセージを自民党総裁として寄せ、憲法改定実現に異常な執念を示しました。

安倍首相は憲法擁護義務に違反している

3月の嵐山町議会に社民党の河井勝久議員が「慎重な憲法論議を求める意見書」を提出しまし

た。意見書では「最も厳格な憲法尊重擁護義務を果たされる内閣総理大臣が、自ら憲法改正を推進することはとうてい許されない」「憲法制定権力は国民にある」と訴えています。

憲法99条では公務員など国家権力を行使できる立場の人達に、憲法擁護を義務づけており、安倍首相の行動は憲法違反です。

強権政治の「毒」が噴出している

現在、安倍政治の「毒」が政権全体に回りを、公文書改ざん、森友・加計疑惑の真相隠し、自衛隊日報隠蔽、文民統制の崩壊、財務省セクハラ問題、「働かせ方改悪」のための労働データねつ造、教育への介入や圧力など矛盾が噴出し、おこり高まった安倍政権の強権政治や国政私物化の実態が明らかになっていきます。

出すべきウミは安倍首相自身

安倍首相は、一連の疑惑について「ウミを出しすぎる」などと言っていますが、口先だけで真面目に対応しようとしていません。

ウミを出しきり、ウミのない政治、民主主義を取り戻し、「国民主権・基本的人権・平和主義」の日本国憲法を守るためには、政権運営能力を失った安倍首相の即刻退陣しかありません。

国民にウソつく安倍首相は即刻退陣を!

その安倍首相が、憲法擁護義務違反の「憲法改正」を推進するなど、民主主義の社会ではあってはならないことです。

国民健康保険

一人当たり国保税は郡内でも高い

運営主体が県に移行、嵐山町は赤ちゃんまで課税

国民健康保険(以下、国保)は、本年4月より運営主体が県に移行する

など大きな改正が行われました。嵐山町の国保税額(医療分)は表1に、所得割7.0%、均等割2万7000円に変更になりました。

2018(平成30)年度は、国から助成金があったため、現行より軽減された家庭もありますが、この助成金が次年度以降もつのか不透明です。負担軽減の取り組みをさらに進めるべきです。

町は負担軽減の取り組みを

表2は「医療分」「支援分」「介護分」を合計した金額を現行と新税率に分け、モデル世帯(※末尾に解説)を基に試算したものです。

赤ちゃんにも課税 少子化対策に逆行している

子どもが産まれたら自動的に「医療分」と「支援分」は課税されます。少子化対策に一定の年齢まで課税しない自治体もあり、嵐山町もそうい

フルート演奏と人権・平和を考える集い

共催:嵐山「九条の会」/人権と平和を考える嵐山の会
後援:嵐山町



4月22日、嵐山町町民ホールで
140余名参加、会場いっぱい

はじめに主催者を代表して金丸友章さんからあいさつ。第1部はフルート演奏の福島明佳(ふくしま さやか)さん。短い時間の中でユーモレスク、ウォカリス、トルコ行進曲、帰れソレント、さとうきび畑、など5〜6曲続けて演奏。嵐山に居てはめったに聴けない生演奏、やさしい音色に魅了されました。第2部は憲法を学ぶ映画鑑賞。第3部にイスラエルから来たユダヤ人家具作家タニエル・ネフセタイ氏の平和論「外国人から見た人権と憲法」の講演、自らの体験と様々な角度からの鋭い観察力、映像も使いながらユーモアを交え、日本の人権と憲法を語る熱い講演でした。

清水議員が第3子均等割免除を要求

日本共産党の清水正之議員は、3月定例議会の一般質問で「嵐山町の1人当たりの保険税額は、郡内でも高い。一般会計からの繰り入れや少子化対策も考慮して、第3子均等割免除をするよう」を要求しました。

表1 国民健康保険税 (0才~74才)

(医療分)	所得割	資産割	均等割	平等割
(05年)	6.5%	40%	18,600	19,200
(18年)	7.0%	0%	27,000	0

限度額: 58万円(旧54万円) (%、円)

嵐山町の国保税額(医療分)は表1に、所得割7.0%、均等割2万7000円に変更になりました。国民健康保険税の中には、国民健康保険の医療分と合わせ、後期高齢者支援分(以下、支援分0才~74才)、介護分(40才~64才)が含まれ、これも変更になりました。後期高齢者支援分は所得割1.3%から2.2%へ、均等割が9600円から1万2000円に、介護分が所得割1.2%増額です。

表2は「医療分」「支援分」「介護分」を合計した金額を現行と新税率に分け、モデル世帯(※末尾に解説)を基に試算したものです。収入100万円以下は現行より減額になったが、一方、収入200万円超は元々高いのに、さらに増額です。

子どもが産まれたら自動的に「医療分」と「支援分」は課税されます。少子化対策に一定の年齢まで課税しない自治体もあり、嵐山町もそうい

ホームページを開きました。C-Press嵐山 Community Press Of Ranzan



表2 (医療分)+(支援分)+(介護分) (単位:円)

収入金額	現行	新保険税	差額
国民年金満額	58,500	23,400	-35,100
100万円	108,300	93,200	-15,100
200万円	186,600	188,900	2,300
300万円	296,700	320,500	23,800
400万円	363,300	438,300	75,000
500万円	435,300	526,300	91,000
600万円	507,300	614,300	107,000

せて固定資産税9万円(の試算です。)